臨屠様式第1号 တ

# 灩 ⊞ 定 胀 松 巡 貀 区 翖 配 蝌 田 靊

(日本工業規格B列4番)

				Ш		Ш		電影	
				町	ά	田		欄を確	
				卅	男・女	卅		爤	
				明大昭					した
				Ш		Ш		認	
				町	· #	田		欄を確認	
		(TEL		卅	眠	卅		熽	
				明大昭					たた
				Ш		Ш		副影	
				町	#	町		欄を確認	
				卅	男・女	卅			
分類	員数			明大昭					した
牃	牃			Ш		Ш		認	
椥	災			町	¥	田		欄を確認	
				卅	眠	卅		中	
				明大昭	.,				した
						Ш		談	
				町	7	田		を確	Û
				併	男・女	卅		欄	
				明大昭					した
				Ш		Ш		副認	
				町	¥	田		欄を確	
				卅	眠	卅		槽	
				明大昭					した
加	俎	班	俎	Ш	別	Ш	刑	É	}
严	₩	事業所所在地		町		年月	無	4	な話が終する確認に
継	洲	業所				田		46 th	記記
₩	冊	₩	出	₩	型	世	現	#i	数据
	<b>⊞</b> #	品加		<del> </del>	<b>となる。</b>	<b>%</b> 有(	靋	バ 	
			〈給資	格決定に	マー	る事に	Ľ		

上記の者にかかる雇用奨励金を受けたいので申請します。

なお、上記のものを雇用奨励金受給満了後においても常用船員として雇用します。

Ш 月 殿 枡 昭和

運輸局長

	受給 資決定年月	4 日	田田田	Ш	欄の者に係るR 奨励金受給資格	こ係る雇用 3資格	欄の者に係る雇用 奨励金受給資格	欄の者に係る雇用 奨励金受給資格	欄の者に係る雇用 奨励金受給資格	欄の者に係る雇用 奨励金受給資格
	安決路定	<b>左</b> 电		叩	(有・	· #	[有・無]	[有・無]	[有・無]	[有・無]
以 理	沃記人	数数		~	受給資格を決し1理由	定しな	受給資格を決定しな 受給資格を決定しな 受給資格を決定しな 受給資格を決定しない理由 い理由 い理由	受給資格を決定しない理由	受給資格を決定しな い理由	受給資格を決定しな い理由
<b>基</b>	<b>严</b> 最		廃 転			碗				

**印欄は記入しないで下ない。** 

- - 欄を確認させ、私印を捺印させて下さい。ただし、解雇・死亡の場合で捺印できな
- いときはその必要はありません。
- 4 この申請書は支給対象者を雇用した日から起算して1月以内に事業所を管轄する地方運輸局にすみやかに提出して下さい。
- 5 「雇用奨励金支給申請書(臨雇)様式第4号)」を提出する場合は「雇用奨励金受給資格決定通知書(臨雇)様式第3号)」を添付して下さ

(日本工業規格B列5番)

就 職 証 明 書

	氏					名					
	生	年	月	日	性	別	明大昭	年	月	日生	男・女
	住					所					
	就職	先 事	業所	名及び	事業	主名					
	事	業	所	所	在	地					
	就	職	:	年	月	日			年	月	П
備						考					

上記の者は、当運輸局の紹介により常用船員として就職した者であることを証明する。

昭和 年 月 日

運輸局長印

## 雇用奨励金受給資格決定通知書

		名	事業	所													直	Ě業	分	類									
受	申	Ę	事業	主													2 <del>1</del>	É業		米灯									
給	請	名															11	C <del>**</del>	只	ØΧ									
資	者		事業																			(1	ΓEL					)	
格	ъ	所在	生地	1																		'							
決		E	E	名																									
定					明					明					明					明					明				
に		生年	月	日	大	年	Ξ )	目	日	大	ź	Ŧ	月	日	大	左	F.	月	日	大	左	F	月	日	大	Í	Ŧ	月	日
関	支給				昭					昭					昭					昭					昭				
す	支給対象者	性		別		男	• 7	tr			里		女			里	•	tr			里		女			里		tr	
る	家	14		נינו		75	•	^			75		^			75		^			75		^			75		^	
事	0.5	Ā	皇用	年		<del>—</del>	月	ı	日		年	F	=	日		年	F	1	日		年	F	-	日		年	F	1	日
項	の状況	月	日			+	/-	ı	П		+		7	Н		+		J	Н	·	+		J	Н		+		J	Н
	// 0	IJ	見住	所																									
						欄(	カ	者	に		欄	ത	者	17		櫑	ത	者	1-		欄	ത	老	1,-		欄	മ	者	1-
	資格		_	_		るり							用							係			用		係				
	年月	年	月	日		金							給								金								
日					格					格					格					格					格				
	資格 番号	-		号	(	有	• ‡	<b>無</b> 〕		(	有	•	無	)	(	有	•	無〕	)	(	有	•	無	)		〔有	•	無	)

雇用奨励金の受給資格について上記のとおり決定したので通知します。

昭和 年 月 日

運輸局長 印

殿

この処分に不服のあるときは、処分のあつたことを知つた日の翌日から起算して60日(ただし、処分があつた日の翌日から起算して1年)以内に運輸大臣に対して審査請求することができます。

臨雇 樣式第4号

田淵田

$\widehat{}$							ш		Ш	Ш	叩	
(日本工業規格B列4番)							町	Ø	田	田		
2格B3							卅	眠	サ	併		無
.業 提						留	大昭				無	初回第
H ₩							Ш		П	П	中	
							町	¥	闰	田		
		伍		伍			卅	眠	サ	併		無
		希望金融機関店舗名		金融機関店舗名		留	大昭				無	初回第
		蒸躁		機関	洲		Ш		Ш	Ш	마	
		領職	į.	纸 t 蟹 i	1 座名義 1座の種類 1座番号		町	¥	町	町		
		茶		思引	型 団 田		卅	眠	卅	併		無
		( <del>)</del>	<b>a</b>		金込	田	大昭				無	初回第
	掘	五二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	į į		画		Ш		Ш	П	中	
	<del></del>		İ	_	囲熊		町	¥	田	田		
	貀	(1)	12 ~	(2)			卅	黑	并	併		無
	<del>I</del> X 2αε		希切艺士		9 2 法	留	大昭				無	初回第
					(		Ш		Н	Н	中	
	全金						町	Ø	田	田		
	斑鼠						卅	黑	井	併		無
	田				(TEL	祖	大昭				無	初回第
							Ш		П	Ш	中	
	Щ						町	¥	田	田		
							卅	眠	サ	卅		無
						留	大昭				無	初回第
		伍	允	Ι	扡	加口	日別		В	1日	: 등	)金
		۱⊢	11		在	Г	匸		日	年月	定	凝
		所	#	1	所	_	щ.		井	出	胀	雇用
		洲	牃	<del>(</del>	所	ŧ	<b>#</b>		E T	受給資格決定年月	資 格	請時の雇用奨励金 受給状況
_					継		111			25. 公正 公司	怨	計計(
		빠	1011	ŀ	#	田 1	王性		囲	EIX	EX	#6

Ш

Ш

支給対象者の状況

受給資格認定に関する事項

Ш

叩

<del></del>			1	-			ı		
	よし	$\widehat{\Box}$		田田					
年年年年年	確認(	町		-					
444444	欄を確	#							
	**	Ü							
	ス部	$\widehat{\square}$			-				
年年年年年		皿							
	欄を確認	卅	12/1	ī					
		$\smile$	吊	2					
	ス部	Î	111						
年年年年年	確認 (	町	## # # # # #		田田				
	欄を	卅							
		$\overline{}$	ш						
	よ師	Î							
年年年年年	確認(	町		田					
	欄を確	#							
	## ## H	_							
	た⊕	Î				Ш	卟		
年年年年年	・ 電影 (団)	皿			$\dashv$				
	欄を確	件							
	<u>**</u>	` <u> </u>				田			
	スを	Î							
		日日							
  年年年年年	を確認		# \$	田		卅	無		
		) 种	譜し						
6 ⊞			] <del>Ⅲ</del>						施
田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	認問に関しています。		怨 石 各						
267	₹ <b>##</b> • , ,		6 版	指	路	Ш	卟	₩	
となる6月  員として	を が か か か か か か か か か か か か か か か か か か		语 田	玉		日日	細	117	
後語と記	一	Ш	雇用奨励金の支給 年 月 日 殿	6	川	#	定		係長
女能用	 	年月	り雇 を 長	定額	八	迅	八		
女給対象で うち消用船 した月		7)	記により 昭和 運輸局長	八	纑	张	然		
<b>ψ</b> フ		#	に記した 昭和 運輸局	松器	HX.	内部	长	無	所 長
大能に	関する事項		<del> </del>		1	1 1 1	以	重	
1442 —							~`		

印欄は記入しないで下さい。 迁

<sup>2</sup> 欄に「雇用奨励金受給資格決定通知書」に記載されたものから記入して下さい。3 「支給対象者確認印」欄は支給対象者に 欄を確認させ私印を捺印させて下さい。4 この申請書は、支給対象者を雇用した日の属する月の翌月から起算して最初の6月を第1期、次の6月を第2期とした各期の経過するご とに、支給対象期の経過後1月以内に事業所を管轄する地方運輸局長に申請して下さい。

(日本工業規格B列4番) 支給決定第 号

## 雇用奨励金支給決定通知書

殿

昭和 年 月 日付けで支給の申請があつた雇用奨励金について、下記のとおり 支給することに決定したので通知します。

昭和 年 月 日

運輸局長 印

記

支給決定金額 金 円

支給対象者氏名 支給金額 備 考

円

送 金:国庫送金通知書が、船員職業安定所長から送付されますので、希

支給望銀行で受領下さい。

方法 銀行振込:国庫金振込通知書が地方運輸局長から送付されますので、ご承知

下さい。

- 1 この決定に不服のあるときは、処分のあつたことを知つた日の翌日から起算して60日 (ただし、処分のあつた日の翌日から起算して1年)以内に運輸大臣に対して審査請求することができます。
- 2 雇用奨励金の返還

次の各号のいずれかに該当する場合は雇用奨励金の返還を求めます。

- (1) 偽りその他不正の手段により、雇用奨励金の支給を受けた場合。
- (2) 支給期間中次のイから二までのいずれかに該当する場合を除き支給対象者を雇用しなくなつた場合。
  - イ 支給対象者の責に帰すべき事由により解雇した場合
  - ロ 支給対象者の都合により退職した場合
  - ハ 支給対象者が死亡した場合
  - 二 天災その他地方運輸局長がやむを得ないと認める事由により事業の継続が不可能となったため解雇した場合
- 3 地方運輸局長から雇用奨励金の支給に関して報告または調査を求められたときは御協力下さい。

(日本工業規格B列5番)

## 雇用奨励金支給決定取消通知書

第 号

年 月 日

殿

運輸局長

ED)

昭和 年 月 日付けをもつて貴殿に対して行つた雇用奨励金(支給金額円)の支給処分のうち、 に係る支給処分(支給金額 円)については、下記の理由により、取り消したので通知します。

なお、この処分に不服があるときは、処分のあつたことを知つた日の翌日から起算して60日(ただし、処分があつた日の翌日から起算して1年)以内に、運輸大臣に対して審査請求することができます。

記

理 由